お知らせ

今般、国において「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付が決定され、生活保護を受給しているひとり親世帯の皆様も、当該給付金「基本給付」の支給対象とされました。

当該給付金「基本給付」については、生活保護制度上、

収入として認定はいたしません。

しかし、当該給付金を受け取った時には、これまでどおり、収入申告が必要です。速やかな収入申告が困難な場合などには、給付金を受け取った日より後に予定されている、家庭訪問や郵送により提出してください。

当該給付金の取扱いについて、ご不明点がある場合は、担当のケースワーカーにお尋ねください。

【ひとり親世帯臨時特別給付金】

生活保護を受給している方も対象になります。

〈基本給付〉

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付
給付額：１世帯５万円、第２子以降１人につき３万円

〈追加給付〉

生活保護を受給している方は対象になりません。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付
給付額：１世帯５万円

※例えば、生活保護を申請するより前に、当該「追加給付」を申請した場合、生活保護の開始日以降に当該給付金が支給された場合は、収入認定の対象となります。

〇〇福祉事務所（担当：　　電話：　　）